

令和5年度 第2回磐田市障害者施策推進協議会 会議録

【日 時】 令和5年12月25日(月)午後1時30分～午後3時

【会 場】 磐田市総合健康福祉会館(iプラザ)2階 ふれあい交流室3

【出欠席】

協議会委員(名簿順)

出席 : 鈴木真喜子、中村千晶、高橋隆代、吉村強、沖山均、鈴木 敏弘、井上佳子、松本一男、  
福田弘子、井川淳史、堀川朋子、木村良輔、赤堀咲歩、小沼裕樹

欠席 : 乗松宏幸

事務局 : 栗田健康福祉部長、富田福祉課長、丸尾、角、石代  
佐原こども未来課長、青木、南

1.開会

2.部長あいさつ

3.協議事項

(1) 第4期磐田市障害者計画(案)について

(2) 第7期磐田市障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画(案)について

4.事務連絡

5.閉会

会 長：それでは協議事項「(1) 第4期磐田市障害者計画(案)について」事務局から説明をお願いします。

事 務 局：事務局説明（第4期磐田市障害者計画(案)について説明）

会 長：質問、御意見がありましたらお願いします。

委 員：「いわたチャレンジプラン」の計画名だが、医学モデルから社会モデルに変わろうとしている社会の風潮があるなかでチャレンジという言葉は医学モデルというイメージが強い。障がい者自身がチャレンジという言葉を使うことは良いが行政の立場としてそういう言葉を使うことには違和感がある。

委 員：この言葉自体私にとっては初めてだったため戸惑いを感じた。漢字だと一字一字が意味を持っているがこのように書かれると何を言おうとしているのか分かりかねる。

事 務 局：障がい者だけにチャレンジを強いるという思いではなく、市の計画であるため市民、民間、行政が一体となって障壁、障がいを無くすようみんなでチャレンジしていく、みんなチャレンジする側という考えでチャレンジという言葉を使っていきたいと考えた。しかし、述べられた意見もあるため注釈を丁寧にみんなで挑戦していくという文面を記載していくのか、また「ド」のあるなしで計画の理念がそこまで大きく変わらないこともあることから、それらを踏まえて再検討する。

委 員：基本目標のⅠ 共生社会の実現①障害者差別解消の普及啓発について。2024年度から改正障害者差別解消法が始まった。民間での合理的配慮の提供が義務化される。資料Ⅰのページ5に市の考え方に障害者差別解消法改正により事業者の合理的配慮の提供が義務化されることに伴い事業者の周知啓発に努めたいと思うと書かれているがその事業者に対する取り組み内容を含めた方が良いのではないかと考える。

事 務 局：事業所への取組内容を追加していく。

委 員：情報コミュニケーションの充実について。(2) コミュニケーション支援体制の充実の中で①多様なコミュニケーション手段への理解について、手話言語条例の目的はコミュニケーション支援だけでなく、広義なものもある。日本語と手話は対等な言語であり、社会を変えていくという想いもある。コミュニケーション支援だけだと狭くなってしまふ。そうではなく基本目標のⅠのⅠ 共生社会の実現に近いと考えているため可能であれば整理をお願いしたい。

事 務 局：手話言語条例はコミュニケーションのためだけのものではない。手話は一つの言語ということ条例の中で言っている。コミュニケーションの枠にとどまるものだけではないと考えている。共生社会の実現のところで考えていきたい。

会 長：質問、御意見が無いようですので次に移ります。つづきまして、「(2) 第7期磐田市障害者福祉計画及び第3期磐田市障害児福祉計画(案)について」事務局から説明をお願いします。

事 務 局：事務局説明（第7期磐田市障害者福祉計画及び第3期磐田市障害児福祉計画(案)について説明）

委 員：資料2 No.4 強度行動障がい有する方の支援体制の充実に関して今現時点でこの地域にいる強度行動障がいの方は安定したサービス利用ができていない。家族が抱え込ん

でいる状況がある。地域の医療、福祉事業所、学校みんなで対応しながら困ったことをする人ではなく困っていることを訴えたいが訴える術がない方をどう支えていくかを地域で考えていきたい。

事務局：強度行動障がいの方の受け入れはなかなか難しいと感じている。事業所の数も限りがあるため地域の事業所を含め受け入れるには市単独では難しい。圏域の自立支援協議会等で話し合っているため引き続き協議を続けながら強度行動障がいについての良い方向性を考えていきたい。

委員：強度高度障害支援者養成研修修了者の見込みが令和8年度からというところで、この研修の頻度や修了者、研修の内容も含めて知りたい。修了者数の見込みはどの程度でしょうか。

委員：強度行動障害研修は基礎編と実践編があり、基礎編を終了した方が実践編を受講することができる。ただ生活介護事業所の職員が多く受講しているが最近では児童発達支援の職員や放課後等デイサービスの職員も多く受講されている。正確な数は把握できていない。なかなか修了者がいる施設でも強度行動障がいの方の受け入れを実施していない場合があるため各施設積極的な受け入れを検討してもらいたい。

委員：研修回数について。県の実施が1回、県から委託された事業所の実施が年に1回行っている。合わせて年2回程度を予定している。

委員：児童発達支援の数について資料2の3ページ目No.10のところだが、令和3.4.5年と少しずつ実績値が増えてきている。令和6年で下がってまた戻ってきているという箇所が先ほどの説明だと出生数の減少かフォロー率の推移かどちらかにあたるかと思っていたがそのあたりで説明をしてもらいたい。

事務局：令和5年度の見込みが253人で令和6年度の見込みが236人ということで、人口をもとに推計をしている。人口の出生数等が減少しているため下がる部分もある。令和6年度に就学する子供の数が多く出生数が少ないという差があるためそのあたりの数値で多少減少している。令和7年度243人、令和8年度245人という数字で全体的にならしてみるとほぼ横ばいという数値で推計をとった。

委員：資料1に戻ってもよいか。実際入院している方の医療費は最低40万円。入院して様々な制度を受けても月に12~3万円かかる。ほかにも食費のみで5万程度かかる。たとえ1万5千円の助成でも大きい。

事務局：団体からの意見があり設置した助成になっている。周辺市町の状況を見ていくと限度額は設けているものの磐田市の限度額が一番多くなっている。磐田市は入院1日目から助成の対象になるため近隣市町と比べると、負担をできるだけ少なくする政策となっている。

会長：ほかに質問、御意見が無いようですので、本日の議事については以上とさせていただきます。もし全体を通して皆様から何かございましたらお願いします。本日予定されている協議事項・報告事項がすべて終了しましたので、進行を事務局にお返します。

事務局：以上を持ちまして、令和5年度第2回磐田市障害者施策推進協議会を終了させていただきます。